

第四章 「社会問題」論の展開

第四章 「社会問題」論の展開—シドニー・ソンニーノの体制論

はじめに

シドニー・ソンニーノ(1847-1922)は、レオポルド・フランケッティとともに『シチリア調査』を出版したわずか4年後の1880年、33歳で下院に初の当選を果たした。それまでに彼の知的活動はすでに一定の評価を得ていた。そして、クリスピ内閣での財務大臣(1893~94年、94~96年)、ジョリッティ体制への対抗としての二度の組閣(1906年、1909~10年)を経て、第一次世界大戦へのイタリアの参戦と、パリ講和会議における戦後処理等に、外相として大きな役割を果たすまで、長期にわたって政治家として活動した。世論に向けて「社会問題」を積極的に告発する取り組みを行った『ラッセーニャ・セッティマナーレ』グループのなかでも、もっとも実質的に、政治的活動を展開した人間のひとりであると言えるだろう。本章では、この知識人ー政治家の、長い政治活動のすべてを扱うことはできないが、パスクアーレ・ヴィッラリに共感し、シチリアへの調査旅行を、ただ知的・倫理的な義務感によって、私的に敢行したシドニー・ソンニーノが、その知的活動を経て得た「社会問題」という観角を現実との拮抗関係のうちにどのように実践へと連関させようとしたかを、彼がさまざまな機会に行った政治制度の改革を求める発言のいくつかを実際の政治過程と対応させながら考察したい。

1.シチリア調査：ソンニーノと農民問題

パスクアーレ・ヴィッラリは、『南部書簡』(1875年に『オピニオーネ』紙上に発表。1878年に他のエッセイと合わせて第一版が出版された)の第二版(1884年)を出版する際に、長い序文を付している。その概要は次のようなものだ。ナポリでとりわけ顕著ではあるものの、他の複数の都市でも見られる民衆の極貧状態と、イタリアの多くの地域の農民の、同じように悲惨な状況について、初版以後も何度も訴えてきたにもかかわらず、誇張であるという非難は絶えなかったこと。しかし彼の提起した、経済と、それと同時に果たされるべき倫理の改革がおこなわれないまま、状況はさらに悪化しつつあるということ。そもそも『南部書簡』はその表題に「南部」と冠されてはいるが、そこでヴィッラリが論じようとしているのは、イタリア半島の南部地方に限定される都市や農村の問題ではなかった。

第四章 「社会問題」論の展開

この序文でも言っているように、『南部書簡』で扱った問題を、「国家がある場所についてそれに対策を講じるなら、すべての場所で対策を講じなければならない」ような、総合的な、普遍化されるべき問題であるとヴィッラリは考えていた¹。しかし、第二版刊行にあたっては、この序文を通じて、ヴィッラリ自身が問題を「南部」へと焦点化させようとしているようにも見える。序文ではとくにナポリの貧民のために、ワークハウスや不良児童向けの職業訓練校など、イギリスを参考にした対策（当然それは、「倫理的改良にいたる」必要がある）を提示している²。

こうしたヴィッラリの活動に促されるように、彼が「無力で奇妙な強迫観念に動かされて、静穏で幸福な国に撒き散らそうとした動搖と不安」、すなわち「社会問題という亡靈」³を、共感をもってともに見出す人々もあらわれた。レオポルド・フランケッティ（1847-1917）とシドニー・ソンニーノ（1847-1922）を含むフィレンツエの知識人たちである。とくにピサでヴィッラリの指導を受けたフランケッティとソンニーノは、「南部」を重大な国民的問題と見なすパースペクティヴに強く影響を受けていた⁴。『南部書簡』で大きく紙幅が割かれた農民の問題について、ヴィッラリは第二版の序文ではほとんど触れていない。それは、関心が失われたせいでも、問題が解決したからでもなく、これらの若者が、「社会問題」の一環として、国民主義的な視角で、ヴィッラリよりも広範かつ詳細に、シチリア農村部の実地調査をおこなったからであった。フランケッティとソンニーノ、エネア・カヴァリエーリの3人が、1876年にシチリアで調査旅行をおこない、その調査結果を、『1876年のシチリア』⁵として1877年に出版したのである。これがいわゆる「シチリア調査」と呼ばれるものである。

この頃、こうした「調査」という行為と、「調査報告」という記述形式は、「真実を示す」

¹ Pasquale Villari, 'Lettere meridionali' (1875) in *Le lettere meridionali e altri scritti sulla questione sociale*. Napoli, Guida Editori, 1979, pp.23-25.

² ibid., pp.32-33.

³ ibid., p.34.この他、ジェシー・ホワイト=マーリオ（イギリス人のジャーナリスト、『ナポリの悲惨』*La miseria di Napoli*, 1877年）やレナート・フチーニ（『肉眼で見たナポリ』*Napoli a occhio nudo*, 1878年の著者）の名もあげている。

⁴ Zeffiro Ciuffoletti, 'La questione meridionale, la questione sociale: le inchieste' in Sidney Sonnino e il suo tempo I, a cura di Pier Luigi Ballini, Firenze Olschki Editore, 2000, p.244.

⁵ Leopoldo Franchetti e Sidney Sonnino, *La Sicilia nel 1876*. 1.Leopoldo Franchetti, *Condizioni di politiche e amministrative della Sicilia*. 2.Sidney Sonnino, *I contadini in Sicilia*. Firenze, G. Barbera, 1877.本論では、1925年に出版された、カヴァリエーリによる序文が付け加えられた第二版を用いている。Franchetti e Sonnino, *La Sicilia nel 1876 con prefazione di Enea Cavalieri*. Firenze, Vallecchi, 1925.

第四章 「社会問題」論の展開

*esposizione della verità*⁶の方法として定着しつつあった。フランケッティとソニーノがシチリア調査を実施した同時期に、国家主導による同種の議会調査（議会で実施が決定され、遂行のための委員会が編成された調査）も相次いでおこなわれていた。シチリアの経済・社会状況に関する調査（ボンファディーニ調査）、1877～84年という長期にわたっておこなわれた農業および農民階級の状況に関する調査（ヤチーニ調査）、1910年の南部諸県の農民の状況に関する調査等である⁷。ボンファディーニ調査はフランケッティたちのシチリア調査とまったく同時期（フランケッティたちのほうが半年ほど早かった）に実施されており、フランケッティらもこれを十分に意識していた。一方、フランケッティとソニーノの調査はまったく私的におこなわれた。そもそも、公的な調査が実施されることがすでに決定されていたのに、敢えて私的な調査を実行することに対して疑問が呈されたこともあったようだが、「悪いところを治療するためには、それをよく知るようにならなければならぬ。だから、より壮大な、公的な性格の調査とは別に、私的な方法で調査を展開しても、なんら余計であるはずがない」と、カヴァリエーリは述べている⁸。むしろ、公式書類を網羅し、速記などを連れた厳肅な雰囲気で証言を採取する調査よりも、「住民の心理や市民生活の背景、さまざまな階級の経済的・社会的な相互依存関係に光をあてるのに役立つような秘密の暴露や判断、評価を引き出すには、部外秘の会話の親密さ」のほうが有効であると彼らは考えたのである⁹。フランケッティとソニーノの記述自体は、証言や聞き取りをそのまま書き記したようにはなっていないが、議会による調査には協力しなかった人々が彼らに情報を提供してくれたことで、議会調査が扱いたがらなかつた領域、すなわち「社会問題」にまで踏み込むことが可能になったと考えていたようである¹⁰。

シチリア調査を実施するに至った動機を、カヴァリエーリはいくつか指摘している。ピサ大学の同窓であったころから、統一におけるガリバルディの業績などをめぐって議論をたたかわせてきた若者たちは、ヴィッラリも含めたリソルジメントの第一世代の教員たちの影響のもとで、貧しい農民たちを「正義と愛で統治するという真摯な決意」に満ちていた¹¹。彼らが社会改良に現実的に取り組む契機となったのは、カヴァリエーリによれば、

⁶ Franchetti e Sonnino, *La Sicilia*, 1, 1925, p.VII.

⁷ Piero Bevilacqua, *Breve storia dell'Italia meridionale*. Roma, Donzelli, 1993[1997], p.163.

⁸ Cavalieri, 'Prefazione alla seconda edizione' in *La Sicilia*, 1, 1925, p.XV.

⁹ *ibid.*, pp.XV-XVI.

¹⁰ *ibid.*, p.XVI.

¹¹ *ibid.*, p.X.

第四章 「社会問題」論の展開

例によって 1870 年のフランスのプロイセンに対する敗北と、1871 年のパリ・コミューンであった。コミューンの契機としてこのような認識が普及したことを、カヴァリエーリは、右派の政治家ルッジエーロ・ボンギの議会における発言「裕福な階級は、平穏に暮らし、市民社会の確固たる発展を願うならば、貧しい階級のために魂の面倒を見ることを納得する必要がある、」ということが、ヨーロッパのすべての人間の精神に理解された」を引いて指摘している。その後彼らはおのれの、「社会問題」の諸分野に参入した。フランケッティは元来半島南部を研究対象としており、シチリア調査以前には、南部諸県をフィールドにした社会調査をおこない、シチリア調査の前年に、『ナポリ諸県の経済および行政の状況』を出版している¹²。これは翌年の「シチリアの政治および行政の状況」を議論のうえで先取りするエッセイであった。一方、トスカーナの裕福な土地所有者の出身であるソニーノは、シチリア調査の以前に、トスカーナ州の「折半小作制」について論文を発表している¹³。この論文でソニーノは、「折半小作制」について、それが資本と労働が事業にともに参加することによって、調和的な利益共同体が形成される、模範的な農業契約の形態だと述べている¹⁴。この関心はシチリア調査にも引き継がれており、彼の執筆した「シチリアの農民」は、農業契約の形態や、それにしたがって農民がこうむる影響などの詳細な報告となっている。

その後、フィレンツェでの若い知識人の交流の中から、蜂起やブリガンタッジョにゆれる地域への調査旅行のアイディアが出た。半島南部およびシチリアにおける政府への対抗的な運動、公的秩序の動搖に対して、右派政権は特例法による強圧的な対応をとった（警察の権限の拡大、強制的居住地指定等）。こうした措置に対する議会内の左派からの反発を抑えるために議会によるシチリアへの調査委員会の派遣が決定され、一方、議会の外にあって改革の熱意にみなぎっていた若い知識人たちのうちに、「それらの場所におもむいて、

¹² Leopoldo Franchetti, *Condizioni economiche e amministrative delle province napoletane*. Firenze, Tipografia della Gazzetta d'Italia, 1875.

¹³ Sidney Sonnino, *La mezzeria in Toscana*. Firenze, Tipografia della Gazzetta d'Italia, 1875(ora in Sidney Sonnino, *Scritti e discorsi extraparlamentali*, vol.I(1870-1902), a cura di B.F.Brown, Bari, Laterza, 1972, pp.117-152).出版はフランケッティのナポリ諸県調査と抱き合せだった。「折半小作制」は、土地・住居が土地所有者によって、労働・農具が小作農によって提供され、耕作費用・収穫物は両者の間で折半されるという小作契約をとる農業制度。堺憲一『近代イタリア農業の史的展開』名古屋大学出版会、1988年、77ページ。

¹⁴ Sandro Rogari, 'Sonnino e la questione agraria' in *Sidney Sonnino e il suo tempo* I, a cura di Pier Luigi Ballini, Firenze, Olschki Editore, 2000, pp.255-256.

第四章 「社会問題」論の展開

病的な現象を検証し、研究しなければならない」という感情を生んだのである¹⁵。

調査委員会の報告に対するフランケッティらの態度は厳しい。シチリア調査の第一版序文では、フランケッティとソンニーノは「個別の事実についてのわれわれの評価（とくに第一巻で示されたもの）において、調査委員会とたびたびの一一致を見出したことに満足しているけれども、全体的な判断について、同じことを言うことはできない」と明言した¹⁶。体制の代表者である調査委員会にとって、さまざまな権力関係から構成される社会的抑圧を目立たせることは望ましくなかったが、それはフランケッティとソンニーノの意図とはまったく正反対であった¹⁷。ソンニーノは自分が執筆した第二巻の最終章「結論」に付した注記で、次のように述べている。

調査委員会を構成する議員諸氏の、シチリアにおける農業問題をめぐる評価は、われわれがこの仕事のなかで示したものとはだいぶ異なっている。彼らはどちらかと言えば、シチリアにおけるいかなる社会問題の存在も、ありえないことと否定している。それも、シチリアの農民たちを苦しめている諸悪の多くは、イタリアの他の諸県でも出会うという理由に立脚しているのである¹⁸。

カヴァリエーリによれば、調査委員会は、匪賊やマフィアといった暴力装置についてあまり考えたがらないという点でフランケッティとも異なっている（裏返せばフランケッティがシチリアにおける暴力について大量の記述を残していることは、それ自体何を意味しているのか考察に値するであろう）¹⁹。結局、調査委員会の結論は、「この頑強で生き生きとした人々の骨は、過去の逆境にもかかわらず、政治問題によっても、社会問題によっても、蝕まれていない」であった²⁰。

これに対して、フランケッティとソンニーノは、シチリア社会に解決すべき問題があることを明確に認識している。しかし、その解決について、両者の態度はやや異なっている。

¹⁵ Salvatore Cafiero, *Questione meridionale e unità nazionale, 1861-1995*. Roma, Carocci, 2001(1996), p.41; Cavalieri, 'Prefazione' in *La Sicilia*, 1, pp.XII-XIII.

¹⁶ Franchetti e Sonnino, 'Prefazione' in *La Sicilia*, 1, p.VIII.

¹⁷ Massimo L.Salvadori, *Il mito del buongoverno. La questione meridionale da Cavour a Gramsci*. Torino, Einaudi, 1960, p.81.

¹⁸ Sonnino, *La Sicilia*, 2, p.344.

¹⁹ Cavalieri, 'Prefazione' in *La Sicilia*, 1, p.XXXVII ed al.

²⁰ ibid., p.XXXIX.

第四章 「社会問題」論の展開

フランケッティは「治療」と題した章で、以下のように述べる。

しかし、一般的に考えて、この事業〔治療〕に貢献するにふさわしいのは、シチリア人ではない。癒すべき病をなしているのはまさしく彼らの物の見方、感じ方なのだから。シチリア人たちの意見、判断、示唆は、この島の状態や処方の効果を知りたいならば注意深く研究されるべきである。しかしこれらの判断、これらの意見は現象として、病気の性質や過程を発見したいと願う者にとって緊要な症状として考えられるべきであって、治療のためのガイドとなる規範と考えるべきではない。²¹

この病理学的な比喩は、シチリア人読者たちを憤慨させた。ヴェリズモの作家・評論家ルイージ・カプアーナは、のちに「シチリア調査」を「原罪」と呼び、「病気の患者のベッドへ向かう医者のように、哀れな悪魔の病は通常でない、複雑な、科学的な分析や治療に逆らうものだという先入観をもって」シチリアを旅した、と批判した(*Luigi Capuana, La Sicilia e il brigantaggio. Roma, Stabilimento Tipografico Italiano, 1892*)²²。

一方ソンニーノは、この種の比喩はあまり用いない。彼の主張にはもっと政治的な意思が強い。

シチリアはひとり放っておかれても、治療法を見つけるであろう。多くの事実がそれを示し、住人たちの知性とエネルギーがそれをわれわれに保証している。それと豊富な資源とが。社会的変化は必然的に起こるであろう。あるいは富裕な階級の慎重な共同作業によって、あるいは暴力的な革命の結果として。しかしわれわれ、他の地方のイタリア人が、起こりうるすべてのことを妨害している。われわれは既存の抑圧を正当化した。そして、抑圧者が罰されることはないと保証している²³。

1860 年にシチリア各地でおこった土地所有者やその他の富裕な階級に対する農民の蜂起の「社会的性格」を、根深い病の兆候としてよく考えてみるべきであったと、ソンニーノ

²¹ Franchetti, *La Sicilia*, 1, 1925, p.286

²² Nelson Moe, 'The emergence of the Southern Question in Villari, Franchetti, Sonnino' in Jane Schneider(ed.), *Italy's "Southern Question": Orientalism in one country*. Oxford/New York, Berg, 1998, p.74, n.26.

²³ Sonnino, *La Sicilia*, 2, 1925, p.339.

第四章 「社会問題」論の展開

はイタリアの自省を促す。イタリア社会の富裕な階級は、文明と教養の階級の義務として「社会問題」に取り組むべきであった。しかし、その責務は果たされていないのだ。

われわれの富裕階級は腐敗している。ただシチリアについてだけでなく、イタリアの4分の3についてそう言える²⁴。

南部の「社会問題」について、ソンニーノは、富裕階級の責任という観点をパスクアーレ・ヴィッラリと共に共有している。しかし、ヴィッラリがそうであったようにソンニーノも、ブルジョア階級に失望しはするけれども、抑圧されている階級による主体的な改良を待つことはできない。なぜならそれが、パリ・コミューンのように、「暴力的な革命」になってはならないからである。

2. 「社会問題」と諸制度

(1) 普通選挙制

パリ・コミューンという現実は、多数者に比例する代表と同じほどに、少数者にも代表者が必要であることを、かつてないほどに示している。²⁵

当時、イタリアの知識人が多かれ少なかれ衝撃を受けざるを得なかった事件—パリ・コミューンも動機の一端となって開始した南部の農村の調査研究を通じて、統一以降、改善されることのない農村の貧困は、農村の現状が理解されず、それにしたがって農民の要求も汲み上げられていないことが、南部問題の一因であるとソンニーノは理解した。それを放置しては危険な結果を招きかねないと認識されたのであった。この状況を、ソンニーノをはじめとする『ラッセニヤ・セッティマナーレ』のグループは、社会を構成する多数の国民の利益が反映されない制度の問題であると考えた。この問題を解決するために『ラッ

²⁴ ibid., pp.340-341.

²⁵ Sidney Sonnino, 'Del governo rappresentativo' (Roma, Botti, 1872) in Sonnino, *Scritti e discorsi extraparlamentali*, vol.I, pp.33-59.

第四章 「社会問題」論の展開

セニヤ』グループが展開したのが、普通選挙の導入を求める選挙制度改革キャンペーンであった。

ソンニーノが 1879 年 2 月に『ラッセニヤ』誌に発表した「普通選挙制」²⁶では、議会制度は社会に存在するあらゆる階層を反映するべきであるという理念が、明確に主張される。この記事を発表した当時、選挙権は、1861 年の統一時にイタリア全土に適用されたサルデニヤ王国のカルロ・アルベルト憲法（通称「スタトゥート」、1848 年制定）にしたがって、高い財産資格と読み書きができるかどうかによって限定された制限選挙制であったため、有権者数は人口に対して 2 パーセント程度にとどまっていた。実際の投票者数はこの 6 割未満であったから、議会が国民の利益を代表しうるか、という問題はつねに存在した。

あらゆる人間や団体、階級は、自らの利益の発展を可能な限り追求することができるという自由主義的前提にしたがって選挙制度を構築するならば、それは社会的勢力が政治的勢力にうまく翻訳されるようなやり方でなければならない。政治的影響力をもつべき社会的勢力は、階級や財産資格や教養といった「独断的な基準」によってではなく、数を通じて定められなければならないと、ソンニーノは言う。富裕層であれ知識人であれ、おのれの利益を分け合う気のない社会的勢力に、政治的な力は与えられるべきではないのである²⁷。しかし現行の制限選挙制ではそれらの人々によってしか支配階級は構成されず、彼らはおのれの階層の利益しか考慮しないために、全体の利益は「緊急でない」として先送りにされてしまう²⁸。「法定のイタリア」と「現実のイタリア」の分裂は、まさにこの、下層階級、農民、大都市の大衆の福祉に関する深刻な経済的問題に対する、政府と支配階級の消極的な態度に起因しているとソンニーノは考えている。こうした状況を大きく改善する契機となるのが、普通選挙制の導入である。

とくにソンニーノが求めているのが、「農村の住民」の政治への参入であった。首相デプレーティスが 1879 年 3 月に提出した選挙法改革案について、『ラッセニヤ』誌上で批判的に取り上げたときも、この農民の政治参加を争点としている。デプレーティスの案では、事務労働者 *impiegati* や軍人、事業所長などにはすべて選挙権が与えられ、この他初等教育

²⁶ Sidney Sonnino, 'Il suffragio universale' in Sonnino, *Scritti e discorsi extraparlamentali*, vol.I, pp.295-302 (*La Rassegna settimanale*, vol.3, 9 febbraio 1879).

²⁷ Sonnino, 'Il suffragio universale', pp.296-297.

²⁸ ibid., p.298.

第四章 「社会問題」論の展開

を第4学年まで修了したものに与えられるとなっていた。この改革案は明らかに、都市在住者に選挙権を拡大することを目的としており、ソニーノにとって、農村を無視した改革はまったく無意味であった²⁹。都市民衆への選挙権拡大について、この時点ではソニーノは社会主義への警戒をそれほど露わにしてはおらず、改革案に対する批判はそれに基づくものではない。イタリア国家の性格を農業国家と定め、国民の最大多数を構成すべき農民層に政治的権利を拡大するべきであるという観点からは、この案に同意することはできなかった。ソニーノは、農村民衆はまだ社会主義の宣伝に毒されていず、基本的に保守的な傾向をもっていることを確信していたので³⁰、むしろ、彼らが選挙権を手にしたときに、教権的な党派の勢力を拡大してしまう危険性を意識していた。都市住民に比して相當に識字率の低い農村民衆への選挙権拡大を意図して、ソニーノは選挙制度改革として、「読めること」のみを選挙権の条件とすることを提案した。そしてこの条件の利点をいくつか挙げているが、基本的には、初等教育機関の整備によって民衆の教育水準の上昇をはかり、普通選挙を自然なプロセスで達成できるということであった。これは1912年にジョリッティが普通選挙を導入する以前までの、政府の基本的な考え方でもあった³¹。ソニーノにおいてこの見方の正当性を支えているのは、まず、国政における農民有権者の数としての重要性が、ブルジョアジーに、彼らの教育に熱心に取り組ませる成果を生むであろうという予測である。同時に、教育機関が整ってなお、読むことという最低限の学習を修了できない者はその責任を自ら負うべきであって、そのような者の選挙からの排除はもはや「不正義」ではない、という理解であった³²。

シチリア調査などの経験を通じて、ソニーノは、統一国家のうちにあるべき統合が欠如していることを認識した。社会に「不正義」が存在することを積極的に認め、それを、現在の指導的階級であるブルジョアジーの働きかけを通じての制度改革によって改革しようとする志向性は、自由主義国家の枠組での社会改革という、稳健で自由主義的な思想を

²⁹ Sidney Sonnino, ‘La riforma della legge elettorale politica’ in Sonnino, *Scritti e discorsi extraparlamentali*, vol.I, pp.306-313 (*La Rassegna settimanale*, vol.3, 4 maggio 1879); id, ‘La riforma elettorale nel secondo progetto Depretis’ in Sonnino, *Scritti e discorsi extraparlamentali*, vol.I, pp.362-370 (*La Rassegna settimanale*, vol.5, 13 giugno 1880)など。

³⁰ Zeffiro Ciuffoletti, ‘Nota storica’ in Leopoldo Franchetti, Sidney Sonnino, *Inchiesta in Sicilia*. Firenze, Vallecchi Editore, 1974, p.295.

³¹ 馬場康雄「イタリア議会政治における普通選挙権問題－第四次ジョリッティ内閣成立前史」『国家学会雑誌』第101巻第5・6号、1988年を参照のこと。

³² Sonnino, ‘Il suffragio universale’, pp.301-302.

第四章 「社会問題」論の展開

よく示す。けれどもそれは、ただ指導的階級の一方的な善導だけを動因とする改革ではない。普通選挙とは、従来ただ政治的变化の受け手でしかなかった人々を、制度のうちに、数という実質的な集団として存在させることである。普通選挙制導入によって、下層階級の現状に無関心であるブルジョアジーの意識を改革し、教育機会の拡大・整備に取り組ませようというソニーノの試みにおいて、大衆は国民となるために、教育を受け、投票するという自発性と主体性を求められるのである。

(2)労働運動への対応

農民問題を国政の制度の問題と直接的に連関させる性格に『ラッセーニャ』グループの特徴があり、ソニーノの普選に関する議論にもそれは容易に見て取ることができる。とはいえ、新しい世紀が始まる前後から、特に北部の工業は準備段階を過ぎて、労働問題も本格化していた。イタリアが「社会問題」に本格的に突入したときも、ソニーノは自らの培ってきた枠組みで対応しようとしている。国民教育の必要性は、今度は、「いわゆる過激な政党」—社会党や急進党のプロパガンダから「もっとも弱く、不幸な息子たち」を守るという観点から述べられる³³。新しい世紀は、「広範囲にわたる、組織化の世紀」であった。「全体として、あらゆる集団のそれぞれの活動が、集合し、合同する方向へ向かっている。政治の分野でも、工業でも、慈善事業においても、学問においてさえも、集合的な力を創造し、人類の壮大な格闘の只中でみずからの価値を高め、尊敬を集めようとしている」。このような集合のなかでも、社会主義的な動きに対しての警戒は大きい。社会主義運動は、ヴィッラリやソニーノが南部などの現実の観察を通して経験的に認識した社会不安を武器にするからである。つぎつぎと形成される労働者の協会や組合が、社会主義や共和主義（それと同様に教権主義的な働きかけも警戒されるのだが）によって「憎悪を引き起こし、不満をかきたて」³⁴られるのを防ぐためには、国家は積極的にこうした活動に介入すべきであるというのがソニーノの見方である。ただしその介入は、制限や解散といった強圧的なものではない。

³³ Sidney Sonnino, ‘«Quid agendum?» Appunti di politica e di economia’ in Sonnino, *Scritti e discorsi extraparlamentali*, vol.I, pp.689-708 (*Nuova Antologia*, CLXXIII, 16 settembre 1900).

³⁴ Sidney Sonnino, ‘Questioni urgenti’ in Sonnino, *Scritti e discorsi extraparlamentali*, vol.I, pp.711-751 (*Nuova Antologia*, CLXXIX, 16 settembre 1901).

第四章 「社会問題」論の展開

議会は、改良、保護、あるいは資本との闘争を目的として構成された労働者の協会あるいは組合の法的承認に関する、首相によってすでに宣言された提案に、すみやかに取り組むべきであろう。

これは、これらの協会の合法性を認めること、すなわち、協会結成の完全な自由を明確にするということではない。なぜならば、このような合法性は現在すでに認められているからである。そうではなく、それらの協会に、定められた条件のもとで、… 真の法人格を付与するということである。³⁵

そして、これらの諸協会と、「資本と当局とも」連携した、「情報、調停、仲裁」の公的組織一資本と労働の双方を同等に代表する一を創設することを提案する（19世紀末に設立されたオランダの同様の組織が参考にされている）。資本と労働の間の「摩擦を避け、調整する」ことがその目的である³⁶。先述した「折半小作制」にも現れているように、農村も含めた労働運動が最初の盛り上がりを見せた世紀転換期におけるソンニーノの認識は明確に階級調和的で理想主義的なものであった。こうした認識の背後には、普選導入を主張する際と同様の、政府が全国民の利益の十全な代表者足りえていないという理解がある。さまざまな協会活動を法的に承認することは、「多数者の返答」を獲得することを意味していた。ストラウトによって認められた諸制度を受け入れ、社会の転覆ではなく、「肉体労働によって生きる貧しい諸階級の倫理的・経済的状況の漸進的改良」を志す「正当な意見」を集中させること。強力な集合的意見を形成することに成功すれば、自由主義一保守派に新たな力が与えられるであろうと、ソンニーノは考えている³⁷。法人格を付与された協会や労使協調的な公的組織を媒介にして社会内部の衝突をひとつの力に変えたうえで、それを行政と直接的に関連させるひとつのシステムを構想しているのである³⁸。ヴィッラリが、南部の状況の改善策についてイギリスの扶助組織を念頭においていたように、ソンニーノは、同時代オランダの事例や、反面教師としてのパリ・コミューンの経験に基づいて、こうしたシステムの素案をつくっている。そして、倫理的・教育的情熱が、このようなシステムを

³⁵ ibid., p.742.

³⁶ ibid., pp.746-747. 同種の法案が、1901年6月に、ザナルデッリによって下院に提出されていた。

³⁷ ibid., pp.712-714.

³⁸ Luisa Mangoni, ‘Gli intellettuali alla prova dell’Italia unita’ in G. Sabbatucci e V. Vidotto (a cura di), *Storia d’Italia 3. Liberalismo e democrazia*. Roma-Bari, Laterza, 1999, p.500.

第四章 「社会問題」論の展開

機能させる精神的な支柱となっているのである。

(3) ソンニーノの実践

上述したように、ソンニーノは『ラッセーニャ』グループのなかではきわめて実質的に政治の場に参画した人物のひとりであった。「シチリア調査」など南部問題への直接的な関与によって、国政に向けての要求と理念を構想していった彼が、それをどのように実践しようとしたかは興味深いところである。1893年、ジョリッティに代わって二度目の首相の座についたクリスピは、ソンニーノを財務大臣に任命した。ソンニーノは金融危機にあたって国家財政の再建に努めるとともに、「貧しい諸階級に課せられた重荷を軽減する」ための税制改革にも関心を持っていた。当時問題となっていたのは、保護関税によって値上がりした小麦粉とパンへの課税であった。この税は、とりわけ南部の農民にとって負担が不公平に重いと、ソンニーノは見ていた。これらの税は消費税だったので、南部地域に多く見られる居住形態により、生産者であり同時に都市住民＝小麦粉やパンの購入者であるような農民は、みずから生産物を消費するにあたっても課税されたからである³⁹。ソンニーノは任期中に、小麦粉に対する国による課税分を廃止し、貧しい人々への負担の軽減を図った⁴⁰。

これらの改革案が任期中に達成されることはなかったが、国政の場において、「南部問題」がつねにソンニーノの念頭にあったことを示している。ソンニーノは、パスクアーレ・ヴィッラリに影響を受けながら培った社会問題的視角を、『ラッセーニャ・セッティマナーレ』やその他の雑誌に発表した論考で世に問う、政治活動の場においても、それを実践に結びつけようとしているのである。普通選挙制と合わせて、これは、彼が農業形態としての折半小作制の優位を論じる場合と同様に、理念的には、イタリアの農村に自立した農民＝国民とその共同体をつくろうとする大きなプロジェクトの一環であったと考えができるだろう。

ソンニーノにとって、南部の現状は、誰か外部の者が「治療」しなければ治ることのない「病い」ではない。シチリアの人々は、みずから治療法を見出し、なんらかの社会的変化を達成するだろう。けれどもその変化は、北部の、そして富裕な階級の不当な抑圧によ

³⁹ Sonnino, 'Questioni urgenti', p.718.

⁴⁰ ibid., pp.722-723.この措置は、国税と地方税の完全な分離（課税に関して地方自治体の自由度を高める）を目指す、税体系全体の改革構想の一環をなしていた。ibid.

第四章 「社会問題」論の展開

って阻害されていると彼は考えていた。「社会問題」についてのこのような認識枠組みを構築したうえで、ヴィッラリがそれらの倫理的責任を追及する手を休めないまさにそのポイントにおいて、ソニーノの場合はこの障害を実質的に構成する要因を分析し、改革を目指す。この展開は、社会と向き合った実証主義の、必然的な応用形態のひとつであると言えるであろう。そして、ここで重要なことは、「社会問題」に関する実証主義的な議論の枠組みが、ただ、指導的階級の自己改革的な実践に展開されたということだけではない。「問題」という存在としてではあっても視野に包摂され、社会に一定の場を与えられた弱者は、ここにおいて、教育の権利を通じて、また投票行動を通じて、経済的自立の可能な労働者として、主体的に存在することを求められる。そのような、思想的・社会的空間をつくりだしたということは、確かに社会問題への実証主義知識人の取り組みの成し遂げた「成果」だといえるのである。

3. 「社会問題」的視角の展開

(1) 「スタートゥートへ立ち戻ろう」

ソニーノが試みた諸制度改革の目的は、さまざまな変化の受け手に過ぎなかった存在に、国家と社会のあり方について自律的に思考すると考えられていたブルジョア階層と同等の権利を付与しようとすることがある。先に指摘したように、この改革によって獲得されるであろう、政治権力における弱者であり国民の多数者である人々の意見を集約し、政治に直接的に反映するシステムを、ソニーノは構想している。言うなれば、社会と国家を直接的に連結させるこの構想は、ソニーノが社会問題的視角を発展させて得たひとつの理念的な結論であると思われる。こうした構想には 1900 年代初頭に生まれた日本における国家社会主義や農本主義のような思想との類似性も見られるが、次に、ソニーノの構想において大きな役割を果たす、議会主義をめぐる議論を検討しながら、彼の思想の射程を考察したいと思う。

ソニーノが、全体の利益の代表として君主制を要請したのも、議会主義に関する議論においてであった。行政権（執行権）とは、多数者であるか少数者であるかにかかわらずすべての市民を保護しなければならない。しかし議会一とくに制限選挙によって選ばれた議会の力が行政府に優るとき、その活動は、議会が存立の根拠とする、国民のうちの限ら

第四章 「社会問題」論の展開

れた一部の利益にのみ向かい合うものとなってしまう⁴¹。

一貫して、中断することなく、時間と空間において、国民集団の全体的利益を代表する機関が、人々によって求められ、あるいは予言された。そしてここに、君主や共和国大統領に象徴される、国家のそのような力が、歴史的・合理的に正当化される。⁴²

代議員が選挙区の選挙人の利益にしばられ、政府がそれらの代議員の不当な圧力を受ける現状に、ソンニーノは今日の代表制議会主義の問題を見た。そこで、議会の権力を制限して、これを「健全化」するためには、「スタトゥート」に立ち戻ることが肝要であると、ソンニーノは考えた。

カルロ・アルベルト憲法＝スタトゥートは、1848年3月にサルデーニャ王国で、国王カルロ・アルベルトの下発布された憲法で、司法・行政・立法の三権が国王に大幅に与えられている。サルデーニャ王国ではその後カヴァールが議会政治を導入し、政府は君主ではなく議会にその責任を負うという原則が確立された。イタリア王国統一後、アルベルト憲法はイタリア王国の憲法となったが、議会政治の原則も引き継がれる。ソンニーノの有名なエッセイ「スタトゥートへ立ち戻ろう」(1897年)は、上述のような問題を含む議会制の再生を、まさしくスタトゥートに述べられているように、内閣を構成する閣僚が、議会の内閣ではなく、ただ国王に対して責任を負うという原理に帰ることによって、達成できると主張したものである。

要するに国王は、スタトゥートによれば、国家をそのもっとも必然的で、もっとも正常なすべての要素において具現している。そしてこれらの要素の保護においては、受動的ではなく、能動的な機能を有している。政府の伝統、国家の活動における継続性、その体系の安定性を代表するのは、彼なのだ。一言で言えば、彼は、現在と未来の祖国の全体的利益を統合する。これらの機能が、われわれの体系において託される、唯一の制度なのである。

君主は、われわれの憲法において、選択的要素に示されるような、一時的で可変的

⁴¹ Sonnino, 'Il parlamentalismo e la monarchia' in Sonnino, *Scritti e discorsi extraparlamentali*, vol.I, pp.348-349.

⁴² ibid., pp.351-352.

第四章 「社会問題」論の展開

な、空間と時間に左右される要素に対して、総合的な組織体と考えられている国家の継続的、恒常的要素を象徴している。⁴³

これは、行政権の、すべての国民に対して同等に執行されるべき性格を、さまざまな地域や集団の利益に引き裂かれる議会の力から解放するために、現行の国家体制のなかで最も「全体的利益」に近い存在としての王権を、その保障としようとする思想である。王権にその資格が与えられるのは、現状においては王家だけが、「イタリア王国を創設した、住民投票」⁴⁴によって承認された、唯一の制度だからである。その意味で、王権に対して積極的な効力を認めようというソニーノの主張は、普通選挙制導入の議論と、同じ動機と、同じ理念をもっている。国家という存在形態は、国家を構成する国民の総意によって承認され、そのようにして表明される全体的な利益に奉仕しなければならないのである。したがって、できるかぎり多くの市民が政治的決定に参画できるよう、「国民」となるためのハードルは、あたうかぎり低く一字が読めること、男子であること一設定される。これらの「国民」にとって、投票によって、あるいは「改良」を目的とするさまざまな協会活動を通じて、意見を表明することは、権利であると同時に義務となる。行政府はこれらの意志を集約し、いかなる党派性にも左右されることなく、適切に実行しなければならない。議会に与えられた権限は立法権のみであり、行政権は君主の排他的権能であるから、議会は行政の執行に介入することは認められない。君主に対してのみ責任を負う行政府は、このようにして、その機能の十全な働きを保障されるのである。

議会主義批判において直接的に想定されている敵は、社会主义とカトリック教権主義というふたつの「転覆主義者」sovversiviである。これらの勢力は、民衆の不満に入り込んでゆくゆえに、危険な存在であった。そして、生きる上での要求を汲み上げられない人々がいることを、誰よりもよく知っていたのは、ヴィッラリやソニーノら、「社会問題」論者たちだった。したがって、君主制の要請は、ソニーノの議論においては、純然たる機能主義に由来している。王権は、普通選挙制や労働運動などについての議論に見られるように、数における「多数者」が、社会的勢力の大きさに比例していない制度によって生み出されるイタリア社会の亀裂の克服への努力のなかに、その機能の必然性を有している。イ

⁴³ Sidney Sonnino, ‘Torniamo allo Statuto’ in Sonnino, *Scritti e discorsi extraparlamentali*, vol.I, pp.589-590 (*Nuova Antologia*, CLI, 1 gennaio 1897).

⁴⁴ ibid., p.596.

第四章 「社会問題」論の展開

タリアという空間の、根源的な統一への志向という意味で、この観念は、新たな社会状況に対応したリソルジメント的的理念の展開であると見ることもできるであろう。ソンニーノは、「シチリア調査」等を通じての「社会問題」への関わりによってその「社会問題」的視角を育て、それを実践へと応用した。ソンニーノの議論は、リソルジメントが構築した穩健で自由主義的な国家体制を転覆させることなく、内部の諸制度の配置を変更することによって、倫理を政治的・社会的に実践できる空間を創出しようとする。「スタトゥートへ立ち戻ろう」というスローガンで表されたソンニーノの主張は、近代国民国家の確立プロセスに現れた、極めて機能的で、同時に倫理的な思考を端的に示す。ここで倫理的と呼ぶのは、「社会問題」を発見することによって、民衆を発見し、倫理的責任という関係性において、エリートと民衆を、社会という同一の地平に位置づける思想である。同時に、ソンニーノ自身はそのような表現からほど遠い pragmatist だったが、倫理的共同体をつくるということは、本質的に政治的に実践的であるということであり、諸階層が理想主義的で内在的な一体化に向かうという意味をはらんでいる。

(2) 「社会問題」的視角の広がり

ソンニーノは、長い政治生活の間、つねに重要人物ではあったけれども、つねに中心的潮流にいたわけではない。ソンニーノにはライバルがいた。19世紀末から20世紀初頭にかけて、政界に君臨した自由主義左派の政治家ジョヴァンニ・ジョリッティである。ほぼ同世代で、政治的キャリアも同時期に開始したふたりは、当初は良好な関係を保っていたが、ジョリッティが第一次内閣を組閣し、ソンニーノがその際の議会工作と選挙介入を厳しく批判した時から悪化した⁴⁵。世紀末には、「スタトゥートへ立ち戻ろう」によって、王権の復権によって議会に依存しない行政権の強化を目指すソンニーノと、議会における数による権力の獲得と、その議会と密接に関連する政府という形態を守るジョリッティとの対立は決定的となった⁴⁶。政府の正統性は、ジョリッティにおいては議会による信任にかかる。その意味では、ジョリッティ独特の人的関係を行使した多数派工作は、自由主義者に加え社会党からカトリックまで、主張の異なるさまざまな政治的グループを議会

⁴⁵ 1893年10月に、スカンディッチ(フィレンツエ)で行った演説。Sidney Sonnino, ‘Discorso pronunciato a Scandicci(Firenze)’ in Sonnino, *Scritti e discorsi extraparlamentali*, vol.I, pp.529-550.

⁴⁶ Giovanni Sabbatucci, ‘Sonnino e Giolitti’ in *Sidney Sonnino e il suo tempo* I, pp.360-361.

第四章 「社会問題」論の展開

に呼び込むことによって、社会の諸構成要素を反映させようとしている見ることもできるだろう。しかし、「多数者」と行政を直結させる体制を理想とするソニーノに対して、ジョリッティは議会を国家と社会の中間団体として活用しつづけた。ジョリッティとソニーノの二項対立的な関係についてここでは詳述しないが、権力闘争においては、少なくとも長い「ジョリッティ時代」(1901年、ザナルデッリ内閣の内相～1914年)に、ソニーノは二度の組閣(1906年、1909～10年)を行い、小作契約の規制等低所得農民を保護する南部改革案を示すものの、いずれの内閣もごく短命に終わってその実現は果たせず、総体としてつねに対抗勢力にとどまった⁴⁷。

けれども、自由主義期イタリアにおける社会改革という観点から見るならば、著しい伸張を見るのはこの時期である。労働運動や社会主義勢力との画期的な宥和政策がとられ、一連の社会立法(住宅法、労働年金法、週休法、婦女子労働規正法、硫黄鉱山労働者待遇改善法や、南部諸地域の振興法など⁴⁸)が成立、1912年には、普通選挙制も導入された。それらは、ソニーノ自身が、さまざまな機会に求めてきたものであった。政争には敗れても、『ラッセニヤ・セッティマナーレ』グループがイタリアのエリート層に対して懸命に提起した「社会問題」の自覚は実質的に根づいていたと言えるだろう。19世紀の最後の10年から新しい世紀の初頭にかけて、農民運動を含めて労働運動が盛んになり、社会主義勢力の著しい伸張が見られた頃から、またこうした運動に政府が強圧的なばかりではない態度をとるようになった頃から、ヴィッラリやソニーノたちによって提起された問題は、彼らの議論を通じて学んだ人々によって政治的立場やイデオロギーの違いも越えて認識されるようになった⁴⁹。その過程で、ブルジョアジーの指導階級としての自覚を通じての調和的な改革主義という『ラッセニヤ』グループの認識枠組みは離れていったけれども、「社会問題」は、彼らの望んだとおりに、国家という領域で、国民的課題として議論されるテーマになったのである。

(3)大衆を基盤とする国家

⁴⁷ ジョリッティ時代の政治動向に関しては、馬場康雄「ジョリッティ体制の危機－形成期のイタリア民主政をめぐって－(一)・(二)」『社会科学研究』第31巻第2号(1979年)、第4号(1980年)を参照されたい。

⁴⁸ 馬場康雄「ジョリッティ体制の危機－形成期のイタリア民主政をめぐって－(二)」、36ページ。

⁴⁹ Rosario Villari, *Conservatori e democratici nell'Italia liberale*, Bari, Laterza, 1964, p.141.

第四章 「社会問題」論の展開

次にソンニーノが政府の重要なポストにつくのは、1914年3月にジョリッティの第四次内閣が辞職し、後を引き継いだアントニオ・サランドラ内閣で、前任者サン・ジュリアーノの死去にともなって外相に就任したときであった。第一次大戦への参戦をめぐっては、議会では中立派が多数を占めていた（ジョリッティ派）が、サランドラは、協商国側に有利に展開する戦況を見つつ、参戦を機にイタリアの大國化を目指す意図をもって、「未回収地」のうちトレントィーノとダルマツィアの帰属を条件に協商国側への参戦を決める。サランドラーソンニーノは、議会の外の爆発的な参戦運動とも連動しつつ、中立派が多数を占めていた議会において参戦を承認させた（1915年5月）。議会制民主主義の侵害と、民衆の動員という点で、この事件はファシズムの起点とも呼ばれる。サランドラが協商国側での参戦を決意したことの背景には、最小限の損害で最大限の利益を得ようとするジョリッティ流の中立外交では、戦後のイタリアの国際的地位は確保できないという危機的予測があった。一方、議会の外には、参戦を、生活の不安を開き、革命を達成する好機と見る運動がひろがった⁵⁰。最終的には、サランドラはこの大衆運動を利用して、議会の反対を押し切り、参戦問題について政府に一任せることに成功したのである。ソンニーノはこの戦略に幾分かの躊躇も見せていましたが、そこに民衆の意志が現れ、それを国王が承認するかぎりにおいて、政府はそれに応えなければならないという意味で、体制についての彼の構想と整合性をもっていると言うことができるだろう⁵¹。参戦運動でサランドラ内閣に協力した民族主義者、エンリコ・コッラディーニはすでに1906年に、ソンニーノを、「議会のではなく、国民の政治」によって、現実と議会政治との分裂を克服し、政治の媒介を通じてではなく社会的現実に直接的に向き合う行政国家を志した政治家として高く評価していたのであった⁵²。

⁵⁰ イタリアはこの直前に「赤色週間」（アンコーナにおける反軍国主義デモへの警官の発砲事件をきっかけに全国に広がったストライキや暴動）を経験していた。

⁵¹ 第一次大戦への参戦決定にいたる政治的・社会的状況の詳細に関しては、豊下楷彦「イタリアの参戦決定過程をめぐる—考察—第一次世界大戦に際して—」『京都大学法学論叢』90巻1/3号、1971年12月を参照。

⁵² Mangoni, ‘Gli intellettuali alla prova dell’Italia unita’, pp.497-501. ムッソリーニも、ソンニーノに対する共感を示す。「私は彼の辛辣で尊大な、議会という言葉のもっとも低劣な意味において、ほとんど議会的ではなかった生き方が好きだった。国家についてのファシスト的構想と、政治についてのソンニーノの根本的な構想が示すものとのあいだに、私は明らかに一致を見出していた」。Benito Mussolini, *Opera omnia di Benito Mussolini*, a cura di E. e D. Susmel, XIX, *Dalla marcia su Roma al viaggio negli Abruzzi*, Firenze, La Fenice, 1956, pp.41-43; Sabbatucci, ‘Sonnino e Giolitti’, p.362.

第四章 「社会問題」論の展開

もっともコッラディーニとソニーノの構想は、ごく一部分が重なり合っているに過ぎないであろう。コッラディーニはアメリカにおけるイタリア移民の現状についての調査旅行を経て（第三章を参照のこと）、1910年に「プロレタリア民族」という概念を発表し、「イタリア・ナショナリスト協会」の結成に大きな役割を果たす。これに対してソニーノ自身の思想のなかには、「労働者」と「民族（国民）」を等号で結ぶという要素は見られないからである。では、ソニーノの議論において、「大衆」とはどのような在り方だと考えられていたのだろうか。

「シチリア調査」を出版した翌年の1878年、ヴィッラリ、フランケッティ、ソニーノは『ラッセニヤ・セッティマナーレ』誌の編集をスタートした。ヴィッラリやソニーノらが示してきた、「南部問題」についてブルジョアジーに責任を問う見解に関して、当時下院議員であったアントニオ・サンドラが『ラッセニヤ』に批判的な意見を投稿し、これが編集者たちからの返答とともに掲載された⁵³。サンドラの批判は3点あった。第一点は、ヴィッラリらは南部の問題を不正確に誇張しすぎているということ、第二点は、下層階級の状況の責任をブルジョアジーに負わせているということ、第三点は、イタリアにおける社会問題は資本の蓄積による経済改革によって解決される問題であって、富の分配の問題ではない、ということであった。

これに対してソニーノらは、次のように回答している。批判の第一点については、不正確な点は今後研究の蓄積によって訂正されるであろうが、誇張では決してない、第二点については、改革を主導すべき階級であるからこそ、その「義務」を理解してほしいと述べる。そして第三点については、ソニーノらは社会問題を、あくまでも「富の分配」の問題だと主張した。

われわれにとって、南部諸県のみならず全イタリアの現在の社会問題は、次のような言葉で、明確に定義することができるようと思われる。すなわち、一方で生産物、とくに農産物の生産を増加させ、他方、労働者に、既存の社会秩序の転覆に関心を抱くことのない量を分配するにはどうすればよいか。⁵⁴

⁵³ Sidney Sonnino, 'La questione sociale in Italia' in *La Rassegna settimanale*, vol.2, n.12, 22 settembre 1878, pp.185-190.

⁵⁴ ibid., p.187.

第四章 「社会問題」論の展開

この、「富の分配」による社会問題の解決、という考え方には、20年以上も後にも繰り返されることになる。

〔社会的な性格をもった問題の〕解決は、より人間的で平等な富の分配の結果である傾向にある。この富という言葉には、物質的財産の所有のみならず、倫理的・知的教育も含まれる。⁵⁵

大衆が社会主義や教権主義へと過激化することを防ぐには、富の公平な分配が必要だ、というのがソニーノの基本的な主張である。これは、「民衆に、新しい権利と力をただ自然に与えられたものとして享受させるのではなく、みずからそれに値する人間となさしめる」ことをブルジョアジーの義務と見なすヴィッラリの見解と同様の質をもっているだろう。普通選挙制との関連で言えば、大衆は「数」という力を有するべきだが、文化的なイニシアティヴをとることは想定されていない。農民や労働者の意志や要求それ自体のなかに、国家と社会を主導できるような倫理性は認められていないのである。「プロレタリア民族主義」との相違点はここに明らかである。

ソニーノの行政国家構想は、ブルジョア中心主義的な性質を明らかに示している。けれども「社会問題」的視角は、社会を構成する一個の集団的主体として民衆を承認することを可能にするような、思想的な空間を切り拓いたとは言えるだろう。もちろんこれは、労働者や農民が、自らの要求を掲げてさまざまな運動を展開していったこと（その過程では政府の弾圧も受けながら）とは別の問題である。知識人は、なんらかの認識枠組みを構築することによって、変化を分析し、記述しなければならない。「社会問題」論はそのひとつの枠組みである。「南部問題」を端緒として構築されたこの認識枠組みは、一方であくまでもブルジョアジー中心的で、「善政」という神話の域を超えたかった。他方でこの視角は、「統一イタリア」という新たに出現した空間に、「法定のイタリア」を構成するみずからとは異なる意志をもった人々が、「現実のイタリア」を構成していることを認識し、ふたつのイタリアの分裂を克服するために、指導的階級がこれらの人々に心を碎く—彼らが意志を反映させうる制度を整える—ことを求めた。それは最終的には、これら「現実のイタリア」に生きる人々に、みずから学び、判断し、投票するという主体的参入を要

⁵⁵ Sonnino, ‘«Quid agendum?» ...’, p.690.

第四章 「社会問題」論の展開

請するものとなるであろう。それは、「現実のイタリア」が、「法定のイタリア」をより実践的に修正する過程なのである。現実的でプラグマティックな記述を重んじるソンニーノは、そのことを機能主義的に論じるだけだが、「現実のイタリア」により〈生〉や〈真実〉に近い姿を見出していたと表現することもできるだろう。いずれにしても、「社会問題」的視角は、理論的に民主主義的な（それと同時に全体主義的な質をもった）国家を準備する一端を確実に担ったと言うことは可能ではないだろうか。